

佐賀県伊万里港東南アジア・台湾輸出入

コンテナ助成制度 Q&A

Q① 交付要綱で“助成対象者”の条件となっている『新規の輸出又は輸入するコンテナ貨物』とある“新規”とは何ですか？

A① 前年度に伊万里港との間で輸出又は輸入実績が無い東南アジア・台湾各港と、新たに輸出又は輸入するコンテナ貨物を“新規”とします。【Q&A① 別添資料】を参考に助成対象となるかご確認ください。また、下記②～④で具体的な事例紹介をしておりますので、こちらもご参考ください。

Q② 前年度に『ホーチミン港』への輸出で伊万里港を利用しており、今年度は新たに『ハイフォン港』へ輸出します。助成制度の対象になりますでしょうか？

A② **対象です。**前年度に実績の無い『ハイフォン港』への輸出は、“新規”となりますので助成対象です。

Q③ 前年度にホーチミン港へ『輸出』しており、今年度は新たにホーチミン港から『輸入』します。助成制度の対象になりますでしょうか？

A③ **対象です。**前年度に実績の無いホーチミン港からの『輸入』は、“新規”となりますので助成対象です。

Q④ 前年度に『釜山港経由』でホーチミン港へ輸出しています。今年度は『国際フィーダー航路の神戸港経由』でホーチミン港へ輸出しました。助成制度の対象になりますでしょうか？

A④ **対象ではありません。**前年度に実績の有る『ホーチミン港への輸出』であり、『輸出』と『仕向港』が同じである為、助成対象ではありません。

Q⑤ 中国向けと東南アジア向けにそれぞれ輸出があります。2つの助成制度を利用可能でしょうか？

A⑤ 『伊万里港輸出コンテナ助成制度』と『伊万里港東南アジア・台湾輸出入コンテナ助成制度』は、併用して申請できるケースがあります。ただし、同一コンテナ貨物に対しての助成金の二重取りは出来ません。なお、併用が可能なケースについては、【Q&A⑤ 別添資料】をご参照ください。

Q⑥ 1社当たりの利用上限はありますか？

A⑥ ありません。『伊万里港東南アジア・台湾輸出入コンテナ助成制度』には1社当たりの利用上限は定めておらず、予算の範囲内でご利用頂きます。

Q⑦ 『前年度』とは具体的にいつからいつまでのことを指すのでしょうか？

A⑦ 令和4年度における本制度の助成対象期間は、令和4年4月1日～令和5年2月28日としており、『前年度』は令和3年4月1日～令和4年2月28日を指します。荷主様からの申し込みに対しまして、前年度期間中における、伊万里港と東南アジア及び台湾の各港との輸出又は輸入の実績内容が確認されることとなります。

Q⑧ 実績証明はどのように行われますか？

A⑧ 荷主様（もしくは貨物利用運送事業者様）より“伊万里国際コンテナターミナル(株)”へ『実績証明依頼書』と『助成対象貨物明細書』を提出していただき、“伊万里国際コンテナターミナル(株)”にて内容を確認いたします。確認の結果、問題無ければ、実績証明書が発行されます。尚、ご提出いただいた実績内容に疑義が生じた場合には、実績確認の為に船荷証券（B/L）のコピーなどをご提出いただくことがあります。

(助成制度の手続に関する問合せ先)

担当：佐賀県伊万里港振興会事務局／田尻、田中
(伊万里市伊万里湾総合開発・国道対策課内)

TEL：0955-23-2466

FAX：0955-22-4562

e-mail：imariwan-kokudou@city.imari.lg.jp

(助成制度の内容に関する問合せ先)

担当：佐賀県港湾課／宮原、小林

TEL：0952-25-7163

FAX：0952-25-7315

e-mail：kouwan@pref.saga.lg.jp

以上